

介護老人福祉施設長淵園重要事項説明書

短期入所生活介護用

平成30年4月1日現在

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0428-23-6776 (午前9時～午後5時まで)

担当 生活相談員 鈴木 謙太郎

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 長淵園の概要

(1) 提供できるサービスの種類

提供サービス	介護老人福祉施設、短期入所生活介護(空床型)																										
人員配置区分	I型 介護職員及び看護職員の数(常勤換算):入所者の数 = 1 : 3																										
その他該当する体制	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 夜間勤務条件基準</td> <td style="width: 50%;">基準型</td> </tr> <tr> <td>2. 常勤専従医師配置</td> <td>なし(非常勤あり)</td> </tr> <tr> <td>3. 機能訓練体制加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>4. 看護体制加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>5. 夜勤職員配置加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>6. 若年性認知症入所者受入加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>7. 精神科医師定期的療養指導</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>8. 栄養マネジメント体制</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>9. 療養食加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>10. サービス提供体制加算 (加算Iイ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 認知症行動・心理症状緊急対応加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>12. 医療連携強化加算</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>13. 介護職員処遇改善加算</td> <td>あり</td> </tr> </table>	1. 夜間勤務条件基準	基準型	2. 常勤専従医師配置	なし(非常勤あり)	3. 機能訓練体制加算	あり	4. 看護体制加算	あり	5. 夜勤職員配置加算	あり	6. 若年性認知症入所者受入加算	あり	7. 精神科医師定期的療養指導	あり	8. 栄養マネジメント体制	あり	9. 療養食加算	あり	10. サービス提供体制加算 (加算Iイ)		11. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	あり	12. 医療連携強化加算	あり	13. 介護職員処遇改善加算	あり
1. 夜間勤務条件基準	基準型																										
2. 常勤専従医師配置	なし(非常勤あり)																										
3. 機能訓練体制加算	あり																										
4. 看護体制加算	あり																										
5. 夜勤職員配置加算	あり																										
6. 若年性認知症入所者受入加算	あり																										
7. 精神科医師定期的療養指導	あり																										
8. 栄養マネジメント体制	あり																										
9. 療養食加算	あり																										
10. サービス提供体制加算 (加算Iイ)																											
11. 認知症行動・心理症状緊急対応加算	あり																										
12. 医療連携強化加算	あり																										
13. 介護職員処遇改善加算	あり																										
所在地	東京都青梅市長淵5丁目1421-14																										
介護保険指定番号	東京都 1372800191号 (介護福祉施設) 東京都 1372800472号 (短期入所)																										

(2) 当施設の職員体制 職員構成

	職種	現員	資格等		職種	現員	資格等
常 勤	施設長	1	主事、介護支援専門員	非 常 勤	医師	1	
	事務員	3			理学療法士	2	
	生活相談員	1	社会福祉主事		精神科医	1	
	介護支援専門員	3	介護支援専門員資格 3名(常勤2名、)		出張歯科医		
	介護士	31	介護福祉士 22名 2級ヘルパー 2名		介護士	7	介護福祉士2名 2級ヘルパー2名
	看護師	4	正看護師 2名 准看護師 2名				
	栄養士	1	管理栄養士		介護補助	4	
	調理員	6	調理師3名 栄養士1名		調理	1	
	マッサージ	1	あん摩アッサージ指圧師		宿日直員	6	

組織体制

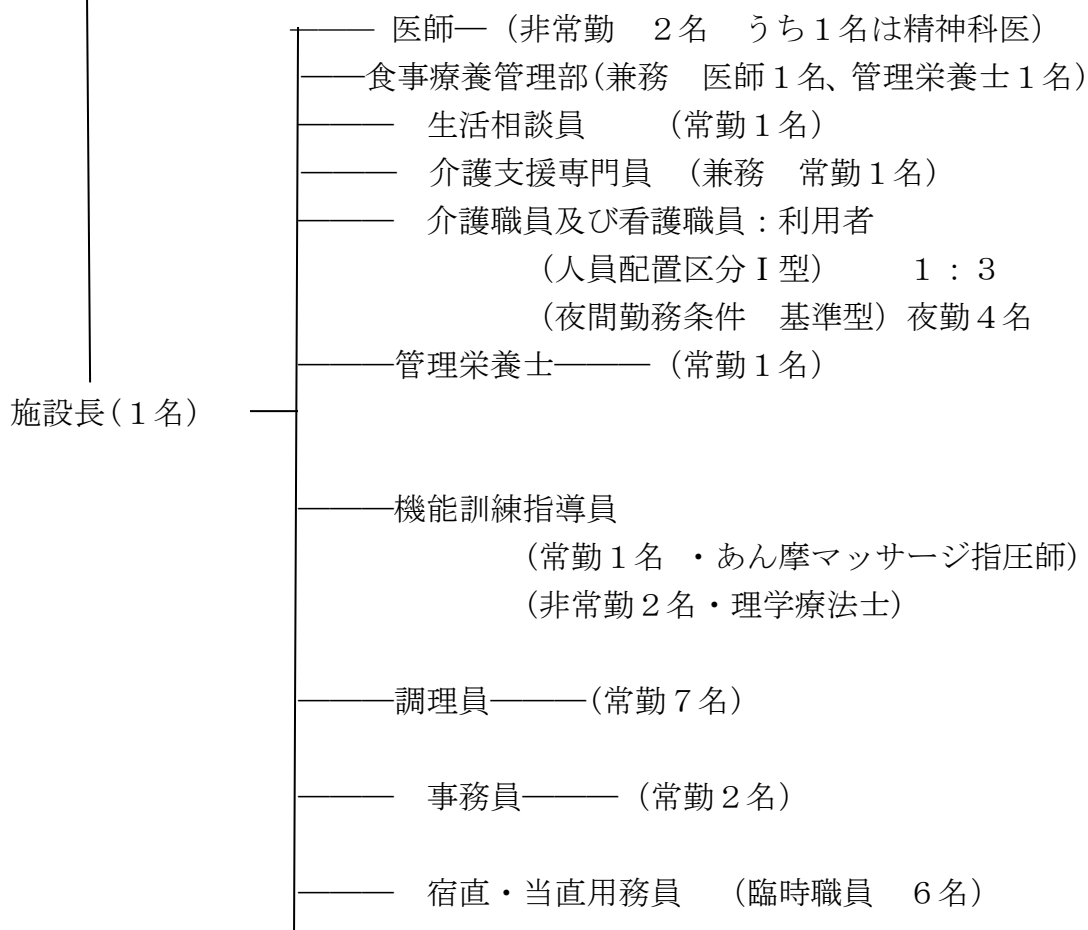
社会福祉法人 積善会—— 理事会(定数6名)—— 監事(定数2名)

評議員会 (定数7名)

(理事長 川口 睦弘)

介護老人福祉施設 ☆特別養護老人ホーム (定員100名)

☆短期入所生活介護 (空床利用)



(2) 同施設の設備の概要

定員	100名	静養室	1室 2床
居室	4人室 21室	医務室	1室
	2人室 7室	看護室	1室
	1人室 2室	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽、特殊機械浴槽があります。	談話室	4室
		食堂	1室

3. サービスの内容

- (1) 食事・・・1日3食のほかに午後に「おやつ」が出ます。
また、原則として、元旦、盆、敬老の日等には特別メニュー食がでます。
- (2) 入浴・・・週2回入浴できますが、風邪等の症状で入浴できない場合は清拭を行います。
- (3) 介護・・・介護職員および看護婦が担当しますが、各居室担当職員を配置して看護にあたります。
- (4) 機能訓練・・・常勤あん摩マッサージ指圧士、非常勤理学療法士、及び職員によって、機能訓練室、その他で機能訓練をおこないます。
- (5) 生活相談・・・日常生活全般について生活相談員及び介護支援専門員が相談に応じます。
- (6) 健康管理・・・医師による検診、看護婦による看護と日常の健康管理プログラムを行います。
- (7) 治療食の提供・・・当施設では医師が発行する食事箋にもとづき、利用者の年齢、病状に対応した栄養量及び内容を必要とする治療食を提供することができます。
- (8) 理美容サービス・・・月に2回、毎月第2、第4水曜日に理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- (9) レクリエーション・・・毎月の行事計画にそって実施します

4. 利用料金

(1) 利用料金 指定居宅サービス・短期入所生活介護（空床型）

介護保険対象一併型短期入所生活介護費（多床室）

① 施設利用料（機能訓練体制加算あり）

区分	1日あたりの 利用料金	介護保険適用 時の1日当り の施設利用料 (1割)	介護保険適用 時の1日当り の施設利用料 (2割)
要支援 1	4,732円	<u>474円</u>	<u>947円</u>
要支援 2	5,880円	<u>588円</u>	<u>1,176円</u>
要介護 1	6,324円	<u>633円</u>	<u>1,265円</u>
要介護 2	7,061円	<u>707円</u>	<u>1,413円</u>
要介護 3	7,819円	<u>782円</u>	<u>1,564円</u>
要介護 4	8,555円	<u>856円</u>	<u>1,711円</u>
要介護 5	9,270円	<u>927円</u>	<u>1,854円</u>

利用料算定は利用日数合計でなされる為、最小単位数値は上記とは異なる。

②加算料金

区分	1日当りの施設 利用料	介護保険適用時の 1日当りの施設利 用料
看護体制加算	(Ⅰ) 43円 (Ⅱ) 86円	5円 9円
若年性認知症入所者受入加算	1299円	130円
医療連携強化加算	<u>628円</u>	<u>63円</u>
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ	<u>194円</u>	<u>20円</u>
送迎を行う場合の加算 (片道の送迎毎)	1,992円	200円
夜勤職員配置加算	140円	14円
機能訓練体制加算	129円	13円
療養食加算 (療養食を提供した場合) (3回分)	259円	25円
認知症行動・心理症状緊急対応 加算	2,166円	217円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の1000分の83に相当する 単位数で計算した額	

要支援1, 2

区分	1日当りの施設 利用料	介護保険適用時の 1日当りの施設利 用料
サービス提供体制加算 (I)イ	(18単位) 194円	20円
送迎を行う場合の加算 (片道の送迎毎)	(184単位) 1,992円	200円
機能訓練体制加算	(12単位) 129円	13円
療養食加算 (療養食を提供した場合)	(1回8単位) 259円	25円
介護職員処遇改善加算(I)	総単位数の1000分の83に相当する 単位数で計算した額	

(2) 介護保険対象外費用 (その1)

①特定入所者介護サービス費に関する滞在費及び食費 (単位: 円/日)
介護福祉施設 (多床室)・併設型短期入所生活介護費 (多床室)

多床室における	滞在費	食費
基準費用額 (第4段階)	840	1420
基準費用額 (第4段階)	840	1420
利用者負担第3段階	370	650
利用者負担第2段階	370	390

*食費は朝食410円、昼食550円、夕食460円で設定しています。

(5) 短期入所生活介護利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

① 入所の前日午後5時までに連絡をいただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までに連絡をいただかなかった場合	利用料の30%

②利用料利用中の中止

※以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になったとき
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合には、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(6) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、10日以内に支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ・電話等でお申し込みください。
- ・ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は1ヶ月前か

らできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・お客様が亡くなられたときまたは被保険者資格を喪失したとき
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

⑧その他

お客様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、15日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ・入所に際しては利用者およびご家族のご要望、ご意見を尊重し、ご理解をいただいたうえでご契約させていただきます。
- ・利用者の人権を尊重し、社会福祉の理念をまもり、常にサービスの提供者としての立場を忘れずに、利用者が安心を得る介護に専念します。
- ・利用者が施設から在宅への復帰を目標にした介護サービス計画を作成し、要介護度に応じた適正なサービスの提供をおこないます。
- ・利用者が選択されたサービス内容の実施に向けて、誠意を持って努めてまいります。経営、運営の情報公開に努めます。
- ・利用者の要求に応じたサービスの提供に対する苦情への対応、情報提供などに対して職員全体が、責任を持って行動します。
- ・利用者の健康維持・管理に努め、総合的な生活の質の向上を目指し

ます。

- ・ 施設運営の実態を確認し、信頼される施設として職員の資質、技能の向上を図っていきます。

(2) サービス利用のために

・ 介護職員の適正配置

介護サービスにあたっては、介護職員及び看護職員等の人員配置を、入所者数に対して3：1の割合に保ち、適切なサービスに対応できるようにします。

・ 職員への研修の実施

毎月職員全体会議（職員会議、職員研修会、苦情処理全体委員会などで）を開催するほか、研修計画委員会を中心に、職員の資質、知識、技術研修を随時開催します。

・ サービスマニュアルの作成

利用契約に基づいたサービスの方針や健康状態の把握、疾病及び感染への予防に関してマニュアルを作成します。

・ 身体的拘束

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない様に努めます。

身体的拘束等の適正化を図る為、記録、指針の整備、委員会の定期開催、従業員への研修を定期的に行います。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

・ 面会

面会は玄関の事務室窓口で、面会帳簿にご記入のうえ2階、3階介護室カウンターへ連絡していただき、ご面会していただきます。

・ 外出、外泊

前日までに施設にご連絡ください。

・ 飲酒、喫煙

受動喫煙防止のため全館禁煙にしており、禁煙に協力ください。飲酒も、健康管理上日常は禁止しています（医師の許可が必要となります）。

・ 設備、器具の利用

介護に必要な器具は施設で用意いたします。車椅子などご自分のものがあればそのまま使用して差し支えありません。

・ 金銭、貴重品の管理

貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。金銭（食べ物、小額の身の回り品の購入、医療費等の支払いのため）は、ご要望によって施設が

預金通帳を預かり、責任を持って管理いたします。払い出し、預入れを代行いたしますが、いつでも預かり金帳簿、預金通帳等の確認ができるようにいたします。

- ・ 所持品の持ち込み

入所の際には衣類などに名前をつけてください。所持品の量には制限がありますので、事前にご相談ください。

- ・ 施設外での受診

眼科等他の病院、その他専門医療機関にて受診が必要な場合は、職員が同行いたします。

- ・ 宗教活動

ご自分で信仰される宗教は自由ですが、施設内で他の利用者に入信を勧める等の行為は避けてください。

- ・ ペットの持込

ペットの持ち込みは、衛生上できません。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を護るほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏名	住所	電話番号	関係

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応

火災、地震等の発生時には職員が状況を判断し、利用者の皆様を避難、誘導し安全の確保に努めます。

- ・ 防災設備

各居室にはスプリンクラーが設置されており、火熱によって作動し自動的に消火活動が行われます。また廊下には消火栓が取り付けられており、初期消火活動に役立つよう準備されています。その他屋外には消火貯水槽、非常用電源消火ポンプが設置されています。

- ・ 防災訓練

毎月1回職員による消火訓練を実施しています。

防火責任者 尾木 秀彰

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当は生活相談員、介護支援専門員または園長です。

(2) 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

青梅市は福祉部介護課です 電話 0428-22-1111

10. 当社の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 積善会
代表者役職・氏名 理事長 川口 睦弘
所在地 東京都青梅市長淵5丁目1421-14
電話番号 0428-23-6776
定款の目的に定めた事業 (1) 第1種社会福祉事業
介護老人福祉施設の設置経営
(2) 2種社会福祉事業
短期入所生活介護事業所(空床型)の設置経営
(3) その他これに付随する業務
施設・拠点等 ・介護老人福祉施設 1ヶ所
・短期入所生活介護 1ヶ所

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者にたいして契約書および本書面にもとづいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

東京都青梅市長淵5丁目1421-14

介護老人福祉施設 長淵園

説明者 職 名

氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印